

ID: 1004

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<p>処分の概要</p>	<p>特定建設作業の騒音の防止の方法の改善等の命令</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>北海道公害防止条例 第60条第2項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和46年北海道条例第38号</p>		
<p>【根拠条文】 (特定建設作業に係る改善勧告及び改善命令) 第60条 知事は、騒音に係る規制基準が定められている地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。 3 知事は、災害復旧等の建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について配慮しなければならない。 4 第23条第2項の規定は、第1項の規定による基準を定める場合について準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 7 月 31 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>